

社会福祉法人 八康会

# ケアハウス 楽生苑

京都府久世郡久御山町坊之池坊村中66番地

TEL 075 - 632 - 1094

FAX 075 - 632 - 1097



## 特色

ケアハウス 楽生苑 は定員15名と小規模であり、階下に特別養護老人ホームやデイサービスセンターが併設されております。そして、交差点を隔て隣接した所には久御山南病院があり、シルバーカーを押して通院も可能です。また2km程のところ久御山町役場・町社協・地域包括支援センター等あり、日常生活の中に、医療・福祉との連携が築かれております。

## 入居の条件

入居者は、次の3つの条件を満たす必要があります。

- ① 60歳以上の方。
- ② 独立して日常生活を続けることに不安を感じている方
- ③ 利用料を払う事が出来る方。

(利用料は、本人の収入で変わります。月額にすると、80,000円～160,000円位です。)

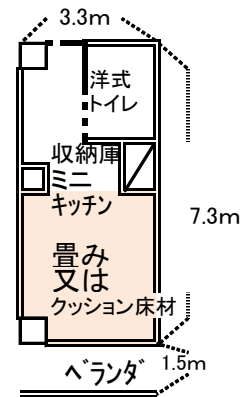
## 主なサービスの内容

- ① 三度の食事は、栄養士の献立で楽しく提供します。
- ② 浴室は、清潔で明るい浴室で毎日入浴出来ます。
- ③ 外出外泊は自由。
- ④ 働くことも、旅行も自由。自動車の持ち込みも相談乗ります。
- ⑤ 介護が必要になれば、要介護認定・ホームヘルパー・デイサービス・ショートステイ・訪問看護の利用など相談に乗ります。
- ⑥ 飲酒・喫煙は原則 本人の責任で自由です。(健康管理と場所を守って)

## 居室

国基準、京都府基準に達した広さがあります。個室が13部屋と夫婦部屋が1部屋です。ナースコール、チャイム、スプリンクラー、TVアンテナを備えており、安心です。

- ①洋式トイレ、ウォシュレット車椅子でも使える手摺付きです。
- ②給湯付きミニキッチン、IHヒーターですから安全です。
- ③壁掛け式冷暖房機
- ④整理箆筒/収納庫
- ⑤ソファ&テーブルセット
- ⑥テラスは非常時の避難路にもなります。



## 料金形態

ケアハウス階層別料金表(月額)

※入居時の一時金は頂きませんので管理費はその分平均的にお支払い願います。

H25.4.1～適用(単位:円)

階層	対象収入による区分	サービス提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計額
1	1,500,000 以下	10,000	44,810	28,000	82,810
2	1,500,000 ～ 1,600,000	13,000	44,810	28,000	85,810
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	44,810	28,000	88,810
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	44,810	28,000	91,810
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	44,810	28,000	94,810
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	44,810	28,000	97,810
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	44,810	28,000	102,810
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	44,810	28,000	107,810
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	44,810	28,000	112,810
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	44,810	28,000	117,810
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000	44,810	28,000	122,810
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000	44,810	28,000	129,810
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000	44,810	28,000	136,810
14	2,700,001 ～ 2,800,000	71,000	44,810	28,000	143,810
15	2,800,001 ～ 2,900,000	78,000	44,810	28,000	150,810
16	2,900,001 ～ 3,000,000	85,000	44,810	28,000	157,810
17	3,000,001 ～ 3,100,000	89,300	44,810	28,000	162,110
18	3,100,001 以上	89,300	44,810	28,000	162,110

- 1 対象収入は、前年の収入から社会保険料・医療費・介護保険料 一部負担金など必要経費を控除した後の年間の収入をいいます。(サービス提供に要する費用区分は7月～翌年6月迄 適用されます。)
- 2 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2分の1を、それぞれ個々の対象収入としその額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用徴収額は上記の表の額から30%減額した額を、本人からのサービス提供に要する費用徴収額とします。
- 3 11月から3月までの間は、月額2070円が冬季加算されます。
- 4 お部屋で個人的に使用される水道・電気(他電話など)料金は入居者負担です。
- 5 乗用車をお持ちの方は駐車料金は、1区画月額4000円負担願います。
- 6 医師の診断書の下、治療食の必要な人は内容・指示で対応困難なこともあり得ますが、1食当たり税込プラス 60 円。(金額は年度末に原材料料費等勘案し見直します。)